

## 住宅確保要配慮者のすまい探し協力店登録要領

### (目的)

第1条 この要領は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居及び居住の安定確保を行なう体制を構築することを目的とした事業者の登録制度について必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。） 法第2条第1項、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条及び長野県住生活基本計画に定める者をいう。
- (2) 居住支援協議会（以下「協議会」という。） 法第51条第1項の規定により長野県が組織した「長野県居住支援協議会」をいう。
- (3) 居住支援法人 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として法第40条第1項の規定により知事が指定したものをいう。
- (4) 住宅確保要配慮者のすまい探し協力店（以下「協力店」という。） 要配慮者が入居前後に直面する様々な課題に対して、真摯に向き合い、寄り添った窓口対応を行っている宅地建物取引業者として協議会が登録したものをいう。
- (5) セーフティネット住宅 法第8条の規定により知事又は市長が登録したものをいう。

### (協議会の役割)

第3条 協議会は、本制度の協力店登録事務及び登録情報の管理と各種情報の提供を行い、本制度の普及を図る。事務局は、協力店に登録された事業者をホームページに掲載する等の情報発信を行い、会員のうち不動産関係団体は、それぞれの会員に本制度の周知及び協力の呼びかけを行うこととする。

### (協力店の役割)

第4条 協力店は、要配慮者から電話または来店により相談があった場合に、その属性を理由に拒否することなく窓口対応を行い、要配慮者の実状に応じた居住に関する支援サービスの説明及び情報提供に努めることとする。また、必要に応じて次に定める機関と連携して対応することとする。

- (1) 居住支援法人
  - (2) 地域包括支援センター
  - (3) 社会福祉協議会
  - (4) 市町村福祉部局
  - (5) 福祉関係の NPO 法人
  - (6) その他要配慮者の支援を行う団体
- 2 協力店は、賃貸住宅のセーフティネット住宅の登録の推進に努めることとする。

(協力店の登録)

第5条 協力店として本制度の登録を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、協力店登録申請書（別記様式1）を協議会に提出することとする。なお、複数の事務所を所有する者は事務所ごとに登録することができる。

- 2 協議会は、当該申請書の内容に虚偽の記載等があると認められ、または申請者が次の各号のいずれかに該当することを確認した場合を除き、遅滞なく受け付けることとする。
- (1) 宅地建物取引業法の免許を取得していないこと。
  - (2) 宅地建物取引業法に基づく免許取り消し処分を受けていること。
  - (3) 宅地建物取引業法に基づく業務停止処分を受けており、当該業務停止の期間に申請を行っていること。
- 3 協議会は前項により当該申請書を受け付けた場合は、すみやかに登録を行い、次に掲げる事項を協力店登録簿（別記様式2）に記載することとする。
- (1) 協力店の事務所の名称及び所在地
  - (2) 協力店の宅地建物取引業免許証番号
  - (3) 協力店が所属する団体支部の名称
  - (4) 協力店登録番号及び登録年月日
- 4 協議会は、前項の登録をしたときは申請者に協力店登録通知書（別記様式3）及び協力店登録証（別記様式4）を交付することとする。

(登録の変更)

第6条 協力店は、登録内容に変更が生じたときは遅滞なく協力店登録変更申請書（別記様式5）を協議会に提出することとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の申請があった場合について準用する。
- 3 協議会は前項により当該申請書を受け付けた場合は、すみやかに登録を行い、協力店登録簿に記載することとする。
- 4 協議会は、前項の登録をしたときは申請者に協力店登録変更通知書（別記様式6）及び協力店登録証（別記様式4）を交付することとする。

(登録の削除)

第7条 協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、協力店の登録を削除することができる。

- (1) 協力店から第2項による登録の削除の届出があったとき。
- (2) 第4条の役割を果たしていないとき又は要配慮者に対して不誠実な対応を行ったとき。
- (3) 協力店の登録の内容に虚偽の事実があり、故意または重過失が認められるとき。

2 協力店としての登録を取りやめようとする者は、遅滞なく、協力店登録削除届出書(別記様式7)を協議会に提出するものとする。

(協力店の表示)

第8条 協力店は、協議会が貸与する本制度による協力店であることが判別できる標識等を、事務所の公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

(秘密保持義務及び個人情報保護)

第9条 本登録要領に基づくすべての実施主体(法人にあってはその役員)及びその職員並びにこれらの者であった者は、本制度の実施によって知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために使用してはならない。

(報告の徴収)

第10条 協議会は必要に応じて、協力店に対し要配慮者の相談件数や媒介実績等の報告を求めることによって、本制度の改善を行う。

(要領の改正)

第11条 この要領の改正は、協議会にて定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。ただし協力店の登録に関する部分は、令和5年2月14日から施行する。